介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会に係る質問

資料1【保険者による地域分析と対応】

(問1)「認定率」「受給率」「調整済み第1号被保険者1人あたりの給付月額」等の現 状分析機能は、市区町村毎の比較分析になるのでしょうか。また、日常生活圏域毎 に分析することは将来的に可能となるのでしょうか。

(答)

現状分析機能は、都道府県、老人福祉圏域、二次医療圏、保険者、市区町村、日常生活圏域のそれぞれの単位で閲覧することは可能ですが、指標によっては、閲覧できる単位が限られているものがあることにご留意願います。

日常生活圏域単位で閲覧できる指標の拡充については、引き続き検討していきたいと考えています。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

資料1【保険者による地域分析と対応】

(問2)近年、通所系・訪問系・施設系の多様なサービスが供給されるようになり利用者の需要が分散してきたことから、個別サービス毎の見込み量の予測が困難になっていると感じています。「将来推計の考え方」を構築する上で、多様なサービスの特徴を踏まえた助言を頂けないでしょうか。

(答)

- 1 介護保険事業計画の策定にあたり、市町村が介護保険の保険者としてその機能を発揮 し、地域目標を実現するための方向性を示すためには、現状をもとに、これまでの人口 構造の変化等により、単純に直近のサービス利用量等を伸ばしていく、自然体推計に加 え、これを修正するための議論とそのための材料が必要と考えています。
- 2 説明会でお示しした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査は、こう した各市町村で実施する介護保険事業計画立案プロセスを目指すための調査の一つとし て考えています。
- 3 それらの調査結果により、地域の課題や状況を把握することで、各市町村が目指す方向性が明確になってくるかと思いますが、地域の関係者間においてその方向性を共有していなければ、その取組の達成は難しいものと考えます。
- 4 その達成に必要な具体的な方策と目標を介護保険事業計画作成委員会等に諮り、地域 関係者間において合意形成した上で、介護保険事業計画のサービス見込み量等に施策を 反映させていただきたいと考えます。
- 5 なお、必要なサービスの種類が多様化しているため需要が分散し、見込み量の推計が 難しくなっていることも考えられるため、第7期介護保険事業計画の推計機能を搭載し た地域包括ケア「見える化」システムでは、要介護度又は年齢をまとめて推計できる機 能を付加する予定です。

資料2【第7期計画のプロセス】

(問3)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の2つの調査を行った場合には、市町村計画策定委員会了承が得られれば、市町村独自の住民アンケート調査等の調査は実施しないということも可能でしょうか。

(答)

- 1 現在、各市町村では、第7期介護保険事業計画の策定に向けて、様々な実態調査の準備を進めているまたは、実施しているところかと思います。
- 2 説明会でお示しした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査は、こう した各市町村で実施する介護保険事業計画立案プロセスにおける調査の一つとして考え ています。
- 3 このため、市町村独自の住民アンケート調査等を含む調査実施の可否については、各 市町村において判断していただきたいと考えます。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(独自の調査項目)

資料3【在宅介護実態調査 調査票】

(問4) オプション項目を使用する場合、その全てでなく、一部を抽出して調査票に入れることは可能ですか。また、他の独自の調査項目を含んだ調査を実施してもよいですか。

(答)

オプション項目を取捨選択したり、市町村独自の調査項目を追加しても差し支えありません。なお、今後、集計・分析用のエクセルファイルを配布する予定ですが、市町村独自の調査項目については、集計・分析ができないことにご留意ください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査の位置づけ)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問5)日常生活圏域ニーズ調査については、基本指針で定められていますが、在宅介護 実態調査の位置づけも上記調査と同じ位置づけとして理解してよいですか。

(答)

貴見のとおり、在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、各市町村で 実施する計画立案プロセスを目指すための調査の一つとして考えています。

このため、実施のための手引きで示しているのはあくまでも例示であり、この内容を参考として、調査の実施やオプション項目等の調査項目の選択は、地域の実情に応じて各市町村で判断していただきたいと考えます。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(様式等の提示)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問6)説明会で周知のあった「依頼文のひな型」等についてはいつ示されるのでしょうか。

(答)

すでに厚生労働省のホームページに、調査実施のための手引き(認定調査員用)の例、

事業所への依頼状の例、要介護認定データの活用に係る同意書の例、データ入力用ファイル等を掲載していますので、適宜ご活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653.html

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(集計・分析ソフト)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問7) 国から提供される集計・分析ソフト、およびそれにより作成できる報告書はどのような内容になるのか具体的なイメージをご教示ください。

(答)

集計・分析ソフトは、調査結果の単純集計に加え、代表的なクロス集計を自動で行うマクロ機能を活用したエクセルファイルを予定しています。

また、これらの集計結果をワードファイルに自動的に出力する機能も組み込む予定です。 ただし、あくまでも本調査は、地域に必要なサービスを議論するための材料を提供する ものであり、その結果から機械的に量の見込みを算出するものではありません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(認定データの出力)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問8) 「在宅介護実態調査 実施のための手引き」のP23に従い、認定ソフト 2009 から認定データを出力しましたが、調査対象者全員分の認定データが出力されません。

(答)

P23 のSTEP①で「認定情報管理」ボタンを押します。」と記載していますが、認定支援ネットワークに送信済みのデータを出力する場合は、「履歴情報管理」ボタンを押して、出力してください(STEP①以降の手順は、手引きにあるものと同様です)。

また、厚生労働省から提供される集計・分析ソフトを使用される場合は、出力後のファイルをコピー&ペーストなどにより、1つのファイルにまとめる必要がありますので、ご留意ください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(財源)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問9) 在宅介護実態調査の財源について、ニーズ調査同様、計画策定に必要な調査の経費は、普通交付税での措置と理解してよろしいでしょうか。

(答)

在宅介護実態調査を含む計画策定に必要な調査等の経費については、普通交付税の基準 財政需要に含まれているところです。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(期限)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問 1 0) 報告書作成までの期日は、地方自治体が任意で決定して構わないでしょうか。 明確なタイムリミットはあるでしょうか。 (答)

各地方自治体における計画策定に向けた作成委員会等において十分な議論ができるよう、 作業が間に合うよう実施していただくことが必要かと考えます。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(全国集計)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問11) 地方自治体で集計したデータは、分析ソフトにかけた結果等を国へ提出することになる予定はありますか。地域包括ケア「見える化」システムへの登録は不要と考えてよいですか。

(答)

現在、検討中です。また、地域包括ケア「見える化」システムへの登録は必要ありません。

ただし、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用して策定いただく第7期介護保険事業計画においては、本調査結果等を参考に、介護離職の観点も含めて施策 反映し、サービス量を見込んでいただくようお願いいたします。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(個人情報保護への対応)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問 1 2) 手法 I_1 において、調査対象者に対し要介護認定データの活用に係る同意書の 提出を求めるか否かは市町村で判断すればよいですか。

(答)

要介護認定データを要介護認定以外に使用するため、各市町村が定めている個人情報保護条例における、個人情報の目的外利用に該当する場合も考えられます。この場合、個人情報の取り扱いについては、市町村ごとに異なるため、同意書の提出等については各市町村の個人情報保護条例の内容に応じて判断してください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査の委託費用)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問13) 手法 I による調査を実施する場合に、試行調査では委託料の上乗せなどはしなかったとのことですが、調査に係る費用の可否や出し方などは各市町村の判断ということでよいですか。

(答)

認定調査にかかる費用は、各市町村と認定調査員が所属する事業所等との委託等の契約内容より異なるため、市町村ごとに契約内容に応じて判断してください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(サンプルサイズ)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問14) 小規模保険者において、「望ましいサンプル数」に強くこだわる必要はありませんとのことですが、小規模保険者が調査する場合のサンプル数は、調査できる範囲の数

で良いということでしょうか。

(答)

小規模保険者においては、たとえ悉皆調査を行っても「望ましいサンプル数」に届かないことも考えられ、これに至らないことを以って調査結果に意味がなくなるものではありませんので、調査できる範囲でサンプル数を確保してください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査手法 I の工夫)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問15) 手法 I について、提示された訪問による聞取調査とは異なりますが、次のように調査手法を工夫して実施して構わないでしょうか。

- ・ 窓口での認定申請時に聞き取る。
- ・ 調査前に配布し、調査時に回収する。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を工夫していただいて差し支えありません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査手法Ⅱの工夫)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

- (問16) 手法Ⅱについて、提示されたような郵送による方法ではありませんが、次のように調査手法を工夫して実施して構わないでしょうか。
 - ケアマネージャーに委託し、モニタリングと併せて実施する。
 - ・ 市町村職員及び居宅介護支援事業所の職員(委託)が、直接訪問・聞き取りの方法 で実施する。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を工夫していただいて差し支えありません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査手法の選択)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問17) 手法 I での実施を基本としていますが、調査員の負担が大きく、600 サンプルを入手するのに、数か月かかる等のデメリットが多くあります。また、個人情報保護法の関係で同意書の取得にもかなりの労力になります。そういった場合は従来の「手法Ⅲ郵送方式(非接続方式)」で実施してよろしいでしょうか。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を選択していただいて差し支えありません。ただし、 手法皿で調査を実施した場合は、厚生労働省から提供される集計・分析ソフトは使用できないため、全ての集計・分析を各市町村で行っていただく必要があります。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査の回答者)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問18) 手法 I による聞取調査において、独居の高齢者で主たる介護者の立ち合いがな

い場合、B票はどのように作成するのが好ましいでしょうか。また、主たる介護者以外が立ち会っている場合、聞き取る相手は、本人、ケアマネージャー、同席する介護者等のうち、誰とするのが好ましいでしょうか。

(答)

一律に、好ましい聞取り相手を定めることはできませんので、適宜「主な介護者の様子を最も良く理解している人」に回答をお願いしてください。

なお、試行調査を実施した地方自治体の中には、調査対象者の方に「家族に聞いてみないと分からない」と言われた際には、調査員が記入できる設問は調査票に回答を記入したうえで、返信用封筒と途中まで記入された調査票をお渡しし、後日にご家族(主な介護者)の方もご記入いただき、郵送で返送いただけるよう工夫された地方自治体もありました(調査実施の手引きp14)。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査の対象者)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問19)要支援・要介護認定を受けているものが対象者となっているため、新規申請者 は対象外となると考えてよろしいでしょうか。

(答)

手引きで示しているとおり、本調査(手法 I または II) は聞き取り調査(手法 II では郵送調査)で得た調査結果と要介護認定データを関連付けて、分析の対象とする一群のデータを作るものです。調査の対象から要介護認定の新規申請者を除外することとした理由は、その方には介護サービスの利用実績がないために、分析に活用するデータが大きく欠けてしまうためです。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(手法Ⅱの調査票)

資料4【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問20) 手法 II の調査票は、手法 I の調査票を基に作成することでよろしいでしょうか。 (答)

貴見のとおり、手法Iの調査票をご利用ください。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(調査の位置づけ)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問21)基本指針において調査の実施は「努めるもの」とされているため、介護予防・ 日常生活圏域ニーズ調査(以下「本調査」という。)及び在宅介護実態調査の実施は義 務ではないという理解でよいでしょうか。また、内容については必ずしも国で提示した 内容を実施しなくても構わないでしょうか。

(答)

貴見のとおり、これらの調査は参考にお示ししたもので、調査の実施やオプション項目 等の調査項目の選択は、各市町村において判断していただきたいと考えます。

(調査の実施頻度) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問22)本調査の実施頻度について「1年に1回実施し・・・望ましい」とあるが、これは1年に1回実施するか、またはその他の方法を取るかは市町村の判断でよいとの解釈でよろしいでしょうか。

(答)

貴見のとおり、実施頻度や実施時期は、各市町村において判断していただきたいと考えます。

<u>担当:老健局介護保険計画課計画係 (内線 2175)</u>

老健局老人保健課介護予防係 (内線 3946)

老健局老人保健課介護技術係 (内線 3947)

(調査結果の活用) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問23)「個人情報の取り扱いについて」で、調査結果は介護保険事業計画策定と効果 評価の目的以外に利用しないとしていますが、高齢者の状況把握のため、地域包括支援 センターや民生委員等へ情報提供を行うことは想定していないのでしょうか。

(答)

本調査の主目的は、地域診断だと位置付けています。ただし、市町村の判断で、質問の趣旨のように活用いただいても差し支えありません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(財源・事業実施時の留意事項)資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問24)本調査を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の「一般介護予防事業評価事業」として実施する場合には、示された調査票を活用し、手引きに従って調査する以外に、必ず行うべき作業としてどのようなことが考えられるでしょうか。

(答)

本調査を一般介護予防事業評価事業として実施する場合、本調査の結果に基づき、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、改善につなげる一連の作業が必要だと考えています。

なお、具体的な方法については、各市町村において判断していただきたいと考えます。

担当:老健局振興課地域包括ケア推進係(内線 3986)

老健局老人保健課介護予防係 (内線 3946)

老健局老人保健課介護技術係 (内線 3947)

(財源・独自の調査項目) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問25)総合事業を実施している市町村は、総合事業の評価等を行うという趣旨に沿った調査を実施していれば、国の質問様式を使用しなくても、地域支援事業交付金の対象

として構わないでしょうか。

(答)

貴見のとおり、本調査の調査項目に限定せず、事業の趣旨に沿った調査を実施していれば、地域支援事業交付金の対象となります。

なお、その際は、介護保険事業計画の評価等を行う上で必要な項目を適切に選定いただき、本調査の積極的な活用を検討していただきたいと考えます。

担当:老健局振興課地域包括ケア推進係(内線 3986)

老健局老人保健課介護予防係 (内線 3946)

老健局老人保健課介護技術係 (内線 3947)

(財源・対象経費の範囲) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問26)総合事業の「一般介護予防事業評価事業」として実施可能とありますが、未提出者への督促ハガキ作成にかかる費用や送料、未提出者への訪問による調査票の回収に 係る経費、また本調査の分析費用についても対象となりますか。

(答)

貴見のとおり、事業の趣旨に沿った調査にかかる経費であれば、地域支援事業交付金の対象となりますので、本事業の趣旨に照らして、効率的な予算執行にご協力お願いします。

担当:老健局振興課地域包括ケア推進係(内線 3986)

老健局老人保健課介護予防係 (内線 3946)

老健局老人保健課介護技術係 (内線 3947)

(サンプリング・基礎情報) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問27) 調査票の配付に当たり、標本名簿と照合可能とせず、基礎情報を確認できる設問を付加する予定ですが、住所に代えて圏域のみ確認できれば、「見える化」システムに登録できるでしょうか。

(答)

貴見のとおり、高齢者の住所でなく日常生活圏域さえ把握できれば、「見える化」システムへ登録ができます。

なお、その他は、高齢者の年齢、性別、要介護状態区分についても確認できる設問を付加してください。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

(サンプルサイズ) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問28)「標本の大きさ」は母集団の大きさと関係無い(1万人の日常生活圏域でも10万人の日常生活圏域でも標本の大きさが400であれば同じ標本誤差)、という理解でよいでしょうか。また、このように標本数は大きければ大きいほど誤差が少なくなるため好ましいが、市町村の実情や予算に合わせて決定する必要があり、最低限、必要な目安はないということでしょうか。

(答)

貴見のとおり、手引きに記載されたような無作為性が担保されたような抽出方法を採用した場合、母集団数が異なっていても標本の大きさが同じであれば、標本誤差は同水準になります。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(サンプリング・対象) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問29)要介護1~5以外の高齢者の調査対象のうち、要支援1・2の抽出率を、それ以外の方と比べて高く設定してサンプリングして、調査を実施してよいでしょうか。

(答)

市町村の判断により実施いただいて差し支えありませんが、抽出率を要介護状態区分ごとに変える場合は、その区分ごとに調査母集団数(抽出前の名簿に記載されている高齢者数)を調査設計情報として「見える化」システムに登録する必要があることにご留意ください。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(調査の実施方法)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問30)調査の実施について、民生委員やケアマネージャー等が訪問し、直接聴き取るなどの方法も想定し、回収や回答を依頼して実施してもよろしいでしょうか。また、その結果を「見える化」システムに登録してよいでしょうか。

(答)

お尋ねのように、回収率や調査の精度の向上に向けて、適宜、工夫いただいて差し支え ありません。

ただし、調査票の表紙に「郵送調査」か「訪問調査」かのどちらなのかを選択する欄を 設けるなどにより、調査手法を管理してください。

> <u>担当:老健局老人保健課介護技術係(内線3947)</u> 老健局老人保健課介護認定係(内線3965)

(基本チェックリストとの関係) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問31)総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、基本チェックリストを活用することとなっています。今回、示された調査項目は、基本チェックリストの設問と一部内容や選択肢が変わっていますが、今後、基本チェックリストの設問を変更する予定はあるでしょうか。

(答)

本調査の調査項目の一部は、基本チェックリストを参考にしていますが、選択肢について能力と実行状況の2つの要素を把握し、経年でモニタリングしやすい形に修正したものであり、基本チェックリストとは異なる独自の項目だと認識しています。

なお、これに合わせて基本チェックリストを変更する予定はありません。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(無記入の回答への対応) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問32) 郵送方式である限り、無記入の回答が発生することが想定されますが、「見える 化」システムにデータを登録してもよいですか。

(答)

無記入の回答の場合はブランクでなく、「無回答を意味する記号」を入力する必要があります(入力仕様ファイルを参照ください)。必須項目にブランクのローデータが含まれる場合はエラーと扱われ、「見える化」システムに登録できませんので、ご留意願います。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(自由記載欄)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問33) 調査票で自由記載欄がありますが、「見える化」システムに登録することは可能 なのでしょうか。

(答)

「見える化」システムに登録できます。

ただし、集計はできないため、指標として確認はできませんので、ご留意願います。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

(調査項目の由来)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問34)集計時の条件設定等に必要なため、各設問とインデックス(基本チェックリスト、認知症機能障害程度評価、等)との対照表を示していただけないでしょうか(参考:「第6期日常生活圏域ニーズ調査の調査項目の考え方」)。

(答)

本調査の調査項目の一部は、基本チェックリスト等を参考にしていますが、高齢者への受け入れやすさ等を勘案して改善した、基本チェックリスト等とは異なる独自の項目だと認識しています。

また、各調査項目のねらいについては、調査実施の手引きに記載させていただいています。

なお、第 6 期日常生活圏域ニーズ調査との関係は、新旧対照表の形式で提供させていた だいていますので、それらを参考にしてください。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(オプション項目の採用) 資料 7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問35) オプション項目を使用する場合、その全てでなく、一部を抽出して調査票に入れてもよいでしょうか。

(答)

差し支えありません。オプション項目の選択は、調査の目的等に照らして各市町村において判断していただきたいと考えます。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(「その他」の細分化) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問36) 市独自での分析を行うため、選択肢において「その他」がある設問に新たな選 択肢を設定した場合、独自設定の選択肢を「その他」として取り扱うことで、「見える 化」システムへ登録できないでしょうか。

(答)

この場合、「その他」の選択肢の定義が異なってしまうため、他の市町村のデータと比較 できないものと考えます。そのため、「見える化」システムへ登録する場合は、このように 取り扱わないでください。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

(独自項目)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問37) 市町村独自の調査項目を設定する場合、必須項目の設問の間に独自の設問を挿 入して行った調査について、「見える化」システムへの登録をおこなって問題ないでし ょうか。例えば『問3(6)歯の数といればの利用状況を教えてください。』と『問3 (7)6か月間で2~3Kg以上の体重増減がありましたか』の間に、『定期的に歯科 検診を受けていますか』という内容の設問を挿入してもよろしいでしょうか。

(答)

独自の調査項目を、どの必須項目の設問の間に挿入しても差し支えありません。ただし、 「見える化」システムに登録できるのは必須項目だけなので、オプション項目や独自項目 を除いた生のデータのファイルを作成する必要があることにご留意ください。

担当:老健局老人保健課介護技術係(内線 3947)

(入力レイアウト)

資料 7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問38)調査結果を「見える化」システムに登録するため、「別途配付予定の入力レイア ウト」はいつ頃示される予定ですか。

(答)

本回答と同時に配布しました。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

(第6期との比較)

資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問39)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、第6期の日常生活圏域ニーズ調査に比 べて何をどのように簡略化したのか等、詳しい説明はありませんか。

(答)

調査実施手引きにこれまでの経緯や変更の概要を記載しました。

なお、第6期日常生活圏域ニーズ調査との関係は、新旧対照表の形式で提供させていた だいていますので、それらを参考にしてください。

> 担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175) 老健局老人保健課介護技術係 (内線 3947)

(「見える化」システムへの登録) 資料7【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き】

(問40) 調査結果を「見える化」システムへ登録するとのことですが、次について具体的に教えていただけないでしょうか。

- ① 登録する内容
- ② 登録の期限
- ③ 登録する頻度
- ④ 登録が必要だという調査設計情報
- ⑤ 推計機能との関係

(答)

それぞれ、次の通りとなります。

- ① 必須項目の結果(回収票1人について、1行の生のデータ)。
- ② 特になし。
- ③ 原則、1回の調査実施につき1回の登録。
- ④ 登録する地域、調査時期、調査対象母集団別の調査区分(悉皆調査または標本調査)、 高齢者数(母集団)、回収率(手引きp31参照)。
- ⑤ 推計機能とは別の機能のため関係ありません。

担当:老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問41) ニーズ調査の結果を個人へのアプローチ支援するツールとして第6期で配布された「生活支援ソフト」の改修版等について、各地方自治体へ配布する予定はありますか。もしくは、「見える化」システムにおいて同等の機能を今後追加する予定はありますか。

(答)

「生活支援ソフト」の改修版を配布する予定はございません。

また、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、「生活支援ソフト」のように、提供していた個人アドバイス表等の個人への介入を目的とした機能を実装する予定はございません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問42) 「見える化」システムへ登録した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果 は、一般国民アカウントでログインした場合でも閲覧可能でしょうか。

(答)

地方自治体職員用アカウントでログインした場合のみ閲覧できる仕様とする予定です。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175) 老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問43) 「見える化」システムに登録される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 について、都道府県で調査結果の登録・分析は可能でしょうか。また、都道府県で 市町村の登録した調査結果情報の閲覧・分析は可能でしょうか。

(答)

都道府県による代理登録は可能ですが、市町村に配布する地域診断支援情報送信ソフトのアカウント情報が必要となります。

都道府県による閲覧は、登録された調査結果から生成されたニーズ調査指標を閲覧することは可能ですが、一方、市町村が登録した調査結果情報自体を閲覧することはできません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問44) 日常生活圏域について、町丁目より詳細な番地での圏域設定はできますか。

(答)

設定が可能な日常生活圏域の小単位は町丁字です。

なお、詳細な番地での設定が可能となるような機能拡充をする予定はございません。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問45)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を無記名式で実施している。個人を特定できないことから、今回調査分の登録は不要と理解してよろしいでしょうか。また、その場合でも、日常生活圏域の設定や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査設計情報の登録を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。

(答)

無記名式による調査であっても、調査結果を登録することは可能ですが、登録にあたっては、日常生活圏域、年齢、性別、要介護状態区分等の入力仕様書にある項目の入力が必要となることに留意してください。

なお、調査結果の登録は、各市町村の判断となり、登録しない場合は調査設計情報の登録は不要ですが、一方、日常生活圏域の設定は、地域包括ケア「見える化」システムの現状分析機能においても活用されることから、積極的に登録をお願いします。

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問46) 調査等集計・分析等をコンサルタント等の外部へ委託する場合、「見える化」 システムのアカウント権限を付与することは可能ですか。また、調査結果登録作業 を委託先が担うことは可能か。データ入力後の結果を委託先へ渡すことは可能です か。

(答)

貴見のとおり、手続き等の例は利用マニュアルに記載しているとおりではありますが、 各市町村の条例等の内容を踏まえた対応を行っていただく必要がございます。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175) 老健局老人保健課介護認定係(内線 3965)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問47)集計等においては、前回まで使用していた「生活支援ソフト」ではなく、今後示される仕様に従い、「見える化」システムへ入力するということでよいでしょうか。

(答)

貴見のとおり。

担当:老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問48) 広域連合内の構成市町村毎、また構成市町村内の任意の市町村を選択して各種分析、推計をする機能を追加する予定はありますか。

(答)

介護保険事業状況報告等のデータをもとに推計等を行うことを前提としていることから、現時点でご質問にあるような機能を地域包括ケア「見える化」システム上で実装する予定はございませんが、3.0次リリースで実装する予定の「計算過程確認シート」を用いて推計を行う等技術的には可能となる予定です。

担当:老健局介護保険計画課計画係 (内線 2175) 老健局老人保健課介護認定係 (内線 3965)

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問49) 第7期計画については、「見える化」システムを活用して策定していくことになっているが、「見える化」システムを用いずに策定業務を行う方法を用意することは予定されていますか。

(答)

システム環境等の理由で地域包括ケア「見える化」システムを利用できない保険者もあることから、そのような保険者への対応として、3.0 次リリースにおいて「計算過程確認シート」を実装する予定です。

資料8【地域包括ケア「見える化」システム】

(問50)「見える化」システムのアカウントについて、現在市町村のみに割り振られているが、事業計画を策定する主体の1つである広域連合へ割り振る予定はありますか。

(答)

広域連合構成市町村のアカウントを用いることで、広域連合における推計に必要な情報 は利用可能であると考えます。

このため、広域連合単位でアカウントを配布する予定はございません。

担当:老健局介護保険計画課計画係 (内線 2175) 老健局老人保健課介護認定係 (内線 3965)